

玉垣小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止対策基本理念

- 教職員は、いじめが行われなくなるように鋭い人権感覚を持って取り組みます。
- いじめ防止に向け主体的な行動ができるよう、自らを大切にし他者を思いやる心を育みます。
- いじめの問題の重要性を理解させ、正しく向き合う児童を育みます。
- 地域ぐるみで、いじめの問題に取り組みます。

2 「いじめ」とは

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

(3) いじめのとらえ方

- ・いじめは重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る問題であり、被害と加害は入れ替わる等、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。
- ・「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに生命又は身体に重大な危険を生じうる。
- ・いじめは、学校の内外を問わず起こり得る問題である。
- ・いじめは、「いじめ」を行う子どもと、「いじめ」を受ける子どもだけでなく、「いじめ」の行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」といった集団が存在する「四層構造」から成る、集団の課題としてとらえる。

3 いじめ防止のための基本的な考え方

(1) いじめの未然防止について

いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る問題であり、未然防止対策がとりわけ重要であることを教職員は十分に自覚し、未然防止対策を推進します。

(2) いじめの早期発見について

ささいな兆候であっても軽視せず、いじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知するとともに、アンケート調査、個人面談などの実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えます。

(3) いじめへの早期対応について

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童を守り通す姿勢で臨み、「玉垣小学校いじめ防止基本方針」に基づき、迅速に対応します。また、いじめを行った児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導します。

(4) いじめの解消について

いじめが解消している状態とは、以下の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめに係る行為が止んで相当期間（少なくとも3か月）継続している。
- ② いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないことが面談などにより確認されている。

(5) いじめの再発防止について

学校教育活動全体を通じ、いじめを許さない学級づくり・集団づくりを見直す等、指導や取組の改善を行い、いじめを生まない学校風土の再構築を図ります。

(6) インターネットや携帯電話等の利用

児童には、インターネットや携帯電話等の正しく安全な利用方法を学ぶ情報モラル教育を推進します。

(7) 児童に育みたい力

児童に「いじめは絶対に許されない行為であること」を理解させ、いじめの問題に主体的に行動できる力や自他の命を大切にできる力などを育みます。また、相手の身になって人の心を思いやる共感能力やコミュニケーション力、社会人としての社会規範や他人の人権及び自他の命を大切にできる力などを育みます。

(8) 家庭の役割について

保護者には、いじめのサインを見逃さないようにする姿勢や、子どもが悩みを打ち明けやすい雰囲気づくりに努めていただくことを働きかけます。

(9) 学校・家庭・地域との連携について

学校運営協議会を中心に、学校・家庭・地域が相互に連携協力して児童を見守り、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの取組や気運の醸成に取り組みます。

(10) 幼稚園・保育所等や放課後等の活動団体との連携について

幼稚園・保育所や学童保育所、スポーツ少年団活動等の活動団体の指導者と情報提供を図る等、連携した対応を行います。

(11) 関係機関との連携について

教育委員会，子ども家庭支援課，児童相談所，警察，医療機関等の関係機関と連携した対応を図ります。

(12) 教職員の資質向上

教職員へのいじめの問題についての研修を実施し，いじめの問題への適切な対応方法等について研鑽を深める機会を設ける等，教職員の資質向上を図ります。

(13) 日常の点検と評価

学校自己評価や学校運営協議会による学校関係者評価を適切に行い，学習指導や生徒指導等の在り方の工夫改善にPDCAサイクルを生かして取り組みます。

4 いじめ防止のための方策

(1) 未然防止に向けて

- ①学校いじめ防止基本方針の策定
基本的な方向性や取組内容，学校運営協議会等との連携やホームページでの公表
- ②学校経営における位置づけ
生きる力を培う教育活動の充実とともに学校種間や地域との連携
- ③教職員を対象とした取組
いじめ問題についての校内研修の実施やいじめを訴えやすい体制づくり
- ④児童を対象とした取組
児童会による取組及び互いに認め合える人間関係や学校風土づくり

(2) 早期発見及び対処に向けて

- ①早期発見に向けた取組
日頃からの児童生徒理解や定期的なアンケート調査
児童や保護者との信頼関係の構築や教職員間等での情報共有
- ②初期対応での取組
迅速で丁寧な客観的事実関係の把握や家庭と連携した対応
- ③児童への指導や支援
いじめの背景等，児童を多面的にとらえた問題の解決
- ④組織的な対応
管理職への迅速な報告や全教職員による情報共有及び対応策の実施
- ⑤学校でのいじめ相談
校内での相談窓口の明確化や相談手段の工夫等による相談体制づくり

5 いじめ防止のための組織

* 場合によってはメンバーを変更することもできる。

いじめ対策校内委員会

○構成メンバー

校長・教頭・指導教諭・学年団担任・生活指導部長・人権保障部長・児童支援担当・教育相談担当・養護教諭・特別支援コーディネーター長・いじめに関する取り組み担当

○主な機能

いじめ事案の早期対処及び事後指導・見守り

玉垣小学校いじめ防止対策連絡会議

○構成メンバー

校長・教頭・指導教諭・生活指導部長・人権保障部長・研修部長・各学年主任・養護教諭・児童支援担当・いじめに関する取り組み担当・国際教室代表・教育相談担当・スクールカウンセラー

○主な機能

- ・基本方針に規定する取組の実施や具体的な年間計画の作成，実行
- ・いじめに関する情報や重大事態が発生した際の情報収集及び事実の調査

6 重大事態への対処

重大事態とは

- ①生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

対処

○重大事態が発生した場合は，直ちに教育委員会に報告します。

平成27年1月 「玉垣小学校いじめ防止基本方針」策定

令和6年4月 改定

令和7年4月 改定

7 いじめが起こった場合のフロー図

※必要に応じてメンバーは変更する可能性がある。

